

社会福祉法人山梨市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン 活動助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、共同募金配分金等の活用により、山梨市内における、ふれあい・いきいきサロン、地域における支え合い活動の新たな取り組みやネットワークづくりに対して、その経費を助成することにより、この活動を活発に推進し、もって山梨市内の地域福祉の増進に寄与するために必要事項を定めるものとする。

(助成対象となる活動)

第2条 助成対象となる活動は、高齢者サロン、障害者サロン、子育てサロン等とし、山梨市内で行う次の各号に掲げる要件をすべて満たす活動とする。

- (1) 組、区、自治会、又は地理的に区分された地域における活動
- (2) 地域住民の自発的な内容（レクリエーション、茶話会、介護予防、情報交換・共有、研修会、講習等）の活動
- (3) 世代や身体上の障害等を超え、地域住民の誰もが参加できる活動
- (4) 地域の公民館や公会堂等でできる活動

(助成対象となる団体)

第3条 助成対象となる団体は、山梨市内において、前条各号の活動を行う団体とする。

2 助成の実施にあたっては、助成を希望する団体の活動計画及び収支予算書等を基に、具体的に用途を指定する。ただし、次の各号の一に該当する団体は、これを助成の対象としない。

- (1) 政治、宗教等の運動のために、その手段として行われている団体
- (2) 団体、活動の名称にかかわらず、その活動が営利のために行っている団体や地域住民から信頼されていない団体
- (3) 介護保険が対象事業の団体
- (4) その他配分を不相当とみなされる団体

(助成金額)

第4条 助成金額は、地区社会福祉協議会を含む、他からの補助金、助成金、寄付金、並びに会費の徴収の有無等に関わらず、対象者1人あたり1回につき200円を限度として助成する。

2 助成限度回数は、月1回とし、最高年間12回までとする。また、1回あたりの対象人数は対象者と協力者（ボランティア等）を合わせて40名までとし、1回あたりの平均人数を基準に算出する。

3 初回に助成を受けてから3箇年が経過した団体は、翌年度から対象者1人あたり1回につき、100円を限度として助成する。なお、最終助成金交付から10年以上

経過した団体は初回の扱いとする。

- 4 協力者（ボランティア等）については、対象者1名から10名に対し3名まで。以降、10名増えるごとに2名ずつ増やすことができる。ただし、協力者は最大7名までを助成対象とする。
- 5 助成金の金額は、市社会福祉協議会への共同募金配分実績額に応じて、減額することがある。

（助成対象外経費）

第5条 次に挙げる経費については助成の対象外とする。

人件費、備品購入費、会議費

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を別に定める期限までに各地区社会福祉協議会会長に提出するものとする。ただし、不慮の災害時及び社会情勢により緊急必要と認められるものはこの限りではない。

（1）助成金申請書（様式第1号）

（2）その他必要に応じて指定する書類

- 2 助成金の申請は、1団体あたり1申請とし、4月1日から翌年3月31日を当該活動年度として申請を行う。

（交付決定及び通知）

第7条 地区社会福祉協議会会長は、助成金の交付を受けようとする団体から申請があった時は、速やかに市社会福祉協議会会長に提出すること。

- 2 市社会福祉協議会は、第2条及び第3条に該当し、助成が適正であると判断したときは、助成金交付決定書（様式第2号）を申請団体代表者に交付する。
- 3 地区社会福祉協議会会長には、その控え（様式第2号の2）を交付する。

（助成金の交付申請）

第8条 前条の交付決定を受けた団体は、地区社会福祉協議会を経由し、市社会福祉協議会会長に助成金請求書（様式第3号）により、助成金の請求を行う。

- 2 市社会福祉協議会会長は、請求のあった助成金を地区社会福祉協議会に交付する。

（活動報告）

第9条 助成金の交付を受けた団体は、助成活動の活動実績、収支決算状況等に関し、活動終了後もしくは助成金交付年度末日より30日以内に次の書類を市社会福祉協議会会長に報告しなければならない。

（1）活動実施報告書（様式第4号）

（2）参加者名簿

（3）活動記録写真

（4）ふれあい・いきいきサロンの運営に係る領収書類の写し

- 2 助成金の交付を受けた団体は、次の書類を整備し保管しなければならない。
 - (1) 金銭出納簿等
 - (2) ふれあい・いきいきサロンの運営に係る領収書類
 - (3) 対象者の出欠席名簿
- 3 助成金の交付を受けた団体は、助成活動の実施に伴う成果物があるときは、市社会福祉協議会長に提出すること。

(助成金の精算)

- 第10条 助成金の交付を受けた団体は、以下の事由が発生した場合は、市社会福祉協議会長に対し、助成金の精算を行わなければならない。
- (1) 助成を受けた団体が解散、もしくは他の事由により助成事業が当該年度に実施できないとなった場合
 - (2) 収支決算額が助成を受けた金額より少ない場合
 - (3) 不正の手段により助成金を受けたことが判明した場合
 - (4) 助成金を当該助成活動以外の用途に使用したことが判明した場合

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。